

補助金調書

補助金名	地域振興補助金			担当課 (連絡先)	次項からの個別補助金調書に記載	
交付先	団体	区レベルの 地域活動推進協議会等		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募／非公募	(公募の場合) 公募時期		次項からの個別補助金調書に記載		
(公募の場合) 応募要件						次項からの個別補助金調書に記載
(非公募の場合) 非公募の理由						次項からの個別補助金調書に記載
補助開始年度	昭和47	年度	経過年数	45	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	区レベルにおいて地域活動を行っている団体に交付される補助金であり、交通安全、 スポーツ、地域活性化の3分野において事業補助を行う。 複数分野にわたる補助金であるため、詳細は事項からの個別補助金調書に記載。					
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する 理由						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助金により、補助対象経費や補助金額の算定方法が異なる。 詳細は事項からの個別補助金調書に記載。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 (※1)	当該年度		前年度	前々年度	前々々年度	
	件		24(7) 件	27 件	28 件	
	12,300 千円		5,167(5,486) 千円	9,375 千円	10,727 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	区レベルにおいて地域活動を行っている団体に交付される補助金であり、交通安全、スポーツ、男女共同参画、地域活性化の4分野において事業補助を行った。					
補助金交付 による効果	区レベルでの地域活動への支援を行うことにより、地域コミュニティの活性化に寄与している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	地域振興補助金 (区交通安全対策推進事業補助金)			担当課 (連絡先)	市民局生活安全部生活安全課 (TEL: 711-4054)	
交付先	団体	区レベルの地域活動推進協議会等		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	<p>校区交通安全推進協議会は、本市の交通事故の絶滅、その他交通の安全と円滑を図るために実施する諸事業を鑑み、本市の交通安全に寄与し、市民の福祉の向上に多大な役割を果たすことを目的としている。</p> <p>この目的を遂行するために、市内の各行政機関や県警察、各種交通関係団体、企業等の代表者が委員として構成されており、このように官民が一体となり福岡市全体で交通安全推進に取り組む団体は他にない。</p> <p>以上のことから、本補助金は公募に馴染まないものである。</p>					
補助開始年度	昭和47	年度	経過年数	45	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】 福岡市の交通安全思想の普及・啓発及び交通安全教育の充実強化を図り、交通事故のない快適で完全なまちづくりを推進するもの。</p> <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)交通安全思想の普及 (2)交通安全教育の強化 (3)道路等の整備促進 (4)交通安全施設の整備促進 (5)交通環境の整備促進 (6)その他 					
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する 理由						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	<p>【補助対象経費】 四季の交通安全運動時の啓発物購入費等</p> <p>【補助金額の算定方法・考え方】 事業を実施し、目的を達成していくために必要な額</p>				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度		前年度	前々年度	前々々年度	
	件		7 件	7 件	7 件	
	4,238 千円		(4,238) 千円	4,092 千円	4,214 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	四季の交通安全運動の実施 交通安全教室、街頭キャンペーンなどの実施					
補助金交付 による効果	交通事故の発生件数が、年々減少傾向にある。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	地域振興補助金 (区体育振興事業補助金)			担当課 (連絡先)	市民局スポーツ推進部スポーツ振興課(TEL711-4099・内1821)	
交付先	団体	区体育振興会		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	本補助金は、区におけるスポーツ・レクリエーション活動の普及、振興を図り、併せて市民相互の親睦・融和等を図ることを目的とする区体育振興会が実施する事業に対して補助を行うものであるため。					
補助開始年度	昭和48	年度	経過年数	44	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	区体育振興会が実施する事業を補助することにより、地域におけるスポーツ・レクリエーションの振興を図ることを目的とする。 (補助対象事業) ・区体育振興会が主催・共催するスポーツ・レクリエーション振興を目的とした事業 ・区体育振興会が地域のスポーツ活動の活性化を目的として行う、地域スポーツ団体への助成事業 ・その他区長が目的達成に必要と認める事業					
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する 理由						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・補助対象事業の実施に要する経費。ただし、人件費、活動内容自体の委託費、食糧費(事業実施のため必要最小限の昼食代、弁当代、茶菓代、懇談費等は可)、その他区長が不適当と認めるものを除く。 ・補助金額は予算の範囲内				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 区体育振興会の事業の一環で交付しており、より効率的・効果的な配分となるため。 1団体に対する間接補助金の交付は、年度において10万円を上限とし、区体育振興会は、以下の書類に基づき、その成果を審査することとする。 (1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)資金計画書 (4)補助事業に関する前年度決算書類 (5)団体の定款や収支決算書類					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度 件	前年度 2 件	前々年度 2 件	前々々年度 3 件		
	1,942 千円	1,936 千円	1,898 千円	2,755 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	区レベルの各種スポーツ大会、研修会等を実施。					
補助金交付 による効果	区レベルの各種大会等を開催することによって、地域のスポーツレクリエーション活動の振興及び地域コミュニティの活性化に寄与している。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	地域振興補助金(南区地域スポーツ活動補助金)			担当課 (連絡先)	南区総務部企画振興課 (TEL:559-5064)	
交付先	団体	区レベルの 地域活動推進協議会等		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	4月から5月末(交付申請をする場合は、同期間に事前 協議が必要)			
(公募の場合) 応募要件	地域のスポーツ・レクリエーションの推進を目的に区を単位として組織された、種目別 スポーツ団体。					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	H18	年度	経過年数	11	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	団体が主催するスポーツ・レクリエーション振興を目的とした事業等。					
補助金の終期	H28	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する 理由						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・補助対象事業の実施に要する経費。ただし、人件費、活動内容自体の委託費、 食糧費(事業実施のため必要最小限の昼食代、弁当代、茶菓代は可)、その他 区長が不適当と認める経費を除く。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度		前年度	前々年度	前々々年度	
	件		2 件	3 件	3 件	
	200 千円		140 千円	155 千円	147 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	区レベルの各種スポーツ大会等を実施。					
補助金交付 による効果	区レベルの各種大会等を開催することによって、地域のスポーツ・レクリエーション活 動の振興及び地域コミュニティの活性化に寄与している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	地域振興補助金 城南区スポーツ振興奨励事業補助金			担当課 (連絡先)	城南区総務部地域支援課 (TEL 833-4064)	
交付先	団体	区を単位として組織されたスポーツ団体		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	補助金を受けようとする前年度の7月初旬から8月末(事前協議を公募で受け付ける)			
(公募の場合) 応募要件	当該スポーツ種目の普及振興もしくは地域のスポーツ・レクレーションの推進を目的に区を単位として組織されたスポーツ団体					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	24	年度	経過年数	5	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	当該スポーツ種目の普及振興及び城南区の地域におけるスポーツ・レクレーションの推進を図ることを目的として、団体が主催する、スポーツ・レクレーション振興を目的とした事業を補助対象としている。					
補助金の終期	28	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する 理由						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	補助基本額20,000円 校区体育振興団体に推薦されたチームでの区大会を実施している場合、1大会あたり60,000円を加算(120,000円を上限) 高齢者もしくは障がい者で構成される団体の場合、10,000円を加算				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度		前年度	前々年度	前々々年度	
	件		2 件	2 件	4 件	
	250 千円		220 千円	230 千円	280 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	区レベルの各種スポーツ大会 ・城南区ママさんバレーボール振興会 80千円 ・城南区ソフトボール振興会 140千円					
補助金交付 による効果	区レベルの各種大会を開催することによって、地域のスポーツレクリエーション活動の振興および地域コミュニティの活性化に寄与している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	地域振興補助金(東区いきいきまちづくり提案事業補助金)			担当課 (連絡先)	東区総務部企画振興課 (TEL 092-645-1014)	
交付先	団体	区レベルの地域活動推進協議会等		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	4月			
(公募の場合) 応募要件	地域の課題解決や活性化等に向け、自ら発意・企画し、自主的にまちづくり活動を行う団体であって、次の各号のいずれにも該当するものであること。 (1)構成員が5名以上の団体であること。 (2)営利活動を目的としない団体であること。(ただし、民間企業が社会貢献活動として応募する場合は除く。) (3)宗教・政治活動を目的としない団体であること。 (4)自治協議会でないこと。 (5)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は代表者若しくは役員が暴力団員である団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。 (6)当事業において、明確な会計、経理を実施、報告できる団体であること。 (7)当事業において、提案内容・活動内容等の公表に異議がない団体であること。 (8)本市の市税を滞納していないこと。					
(非公募の場合) 非公募の理由	-					
補助開始年度	平成25	年度	経過年数	4	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【補助金の目的】 補助金は、市民自らが創意と工夫をもって、地域課題の解決や魅力づくり等に取組む草の根的事業を支援することにより、市民一人ひとりが生きがいを持ってまちづくりに取組む「市民主体の活力あふれるまちづくり」を促進することを目的として交付する。 【補助対象事業】 地域課題の解決や活性化等のため、自ら発意・企画し、自主的に取組むまちづくり事業。					
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する 理由	-					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 <input checked="" type="radio"/> 補助対象経費 (1)報償費 (2)旅費 (3)需用費 (4)役務費 (5)借損料及び使用料 (6)その他				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 -					
【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度	前々々年度	
	15 件	3(7) 件		5 件	5 件	
	3,000 千円	401(1,248) 千円		1,000 千円	918 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	志賀島の認知度向上と来訪促進/九州産業大学の学生が中心となって志賀島の魅力をPRするマップを作製する 千早並木グローカルフェスティバル/東区内大学の留学生を中心に実行委員会を設立し、地域団体と協力して国際交流イベントを実施し地域活性化を図る アートベンチによる潤いのある街づくり事業/九州産業大学と連携し、アートで憩いのある街を構成し、来街者の増加を目指すとともに、アートベンチを設置し、高齢者にやさしく活力のある街づくりに貢献する。 ママのチャレンジサポート事業/子育て中で一旦家庭に入っている母親の社会参画、社会復帰を後押しする講演会を開催する 東区まちめぐりツアーデザイン/九州造形短期大学の学生が、東区の文化資源や自然の魅力について、新しい目線と発想でまちめぐりツアーデザインを企画し、同世代の若い市民へのPRにつなげる 上記他5事業で地域活性化の事業を実施					
補助金交付 による効果	様々な分野で自主的に取組む団体が増加し、地域活性化が図られた。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	地域振興補助金(東区花火大会補助金)			担当課 (連絡先)	東区総務部企画振興課 (TEL 645-1014)		
交付先	団体	Fukuoka東区花火大会実行委員会		区分	その他の補助金		
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件							
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を実施し、補助目的を達成し得る団体がFukuoka東区花火大会実行委員会に限定されるため						
補助開始年度	平成26	年度	経過年数	2	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	【補助金の目的】 地域団体、NPO及び市民等が共働して開催するFukuoka東区花火大会を多くの市民が安全に安心して観覧できる環境整備を支援すること 【補助対象事業】 博多湾東部水域で開催されるFukuoka東区花火大会						
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	—	回		
終期を延長する 理由							
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 <input type="radio"/> 補助対象経費 (1)来場者の案内・誘導に要する費用 (2)会場の安全対策の検討及び警備に要する費用 (3)花火大会を起因とする事故等に対する損害保険料 (4)その他、花火大会を安全に安心して観覧できる環境整備に要する経費として区長が認めた費用 <input type="radio"/> 補助対象外経費 (1)会議の際のお茶・茶菓子及び警備員のボランティアへの飲食物の差し入れなどの食糧費 (2)実行委員会・ボランティアに対する報償費、賃金、旅費 (3)花火大会の実施に伴い発生した事故等に対する損害賠償金 <input type="radio"/> 報償費の時間当たりの単価 福岡市職員研修センター講師謝礼金基準単価に準ずるものとし、基準単価を上回る報償費の部分は補助対象外とする。 <input type="radio"/> 補助金額の算定方法・考え方 補助対象経費の2分の1以内、予算措置額を限度額とする。(千円未満切り捨て)					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由及び再交付先への配分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度	
	件	1	件	—	件	—	件
	500	千円	500	千円	—	千円	—
前年度補助事業 の主な実施概要	Fukuoka花火大会を通して自治会・商工会・地域住民が一体となり、よりよいまちづくりや地域の活性化実現及び東区の魅力を内外に発信する。また、大会の実施にあたり、会場周辺に集まる約10万人の観覧者の安全確保のために会場の警備を強化する。						
補助金交付 による効果	①花火大会の運営には多くの地域ボランティアが関わっており、本市からの補助金交付は、事業主催者及び関係者のモチベーションの向上に大きく寄与している。 ②大会実施による香椎駅周辺地域の活性化や、夏の風物詩として東区の魅力アップ、アイランドシティから御島周辺海域の親水空間のPRに貢献している。 ③大会翌日の一般ボランティアによる清掃の実施など、地域への愛着や奉仕精神の醸成並びに東区地域住民や地域団体などのコミュニティの活性化や連携強化に大きく役立っている。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	中央区まちづくり支援事業			担当課 (連絡先)	中央区総務部企画振興課 (TEL 092-718-1012)	
交付先	団体	区レベルの地域活動 推進協議会等		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		4月		
(公募の場合) 応募要件	中央区の地域課題の解決や活性化等のため、自ら発意・企画し、自主的にまちづくり事業に取り組む団体であって、次の各号のいずれにも該当するものであること。 (1) 構成員が5名以上の団体であること。 (2) 営利活動を目的としない団体であること。(ただし、民間企業が社会貢献活動として応募する場合は除く。) (3) 宗教・政治活動を目的としない団体であること。 (4) 自治協議会(「福岡市自治協議会に関する要綱」第4条により登録された自治協議会をいう。)でないこと。 (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は代表者若しくは役員が暴力団員である団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。 (6) 当事業において、明朗な会計、経理を実施、報告できる団体であること。 (7) 当事業において、提案内容・活動内容等の公表に異議がない団体であること。 (8) 本市の市税を滞納していないこと。					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	26	年度	経過年数	2	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【補助金の目的】 市民自らが創意と工夫をもって、自主的に取り組む中央区の地域課題の解決や魅力づくり等の事業を支援することにより、市民一人ひとりが生きがいを持ってまちづくりに取組む「市民主体の活力あふれるまちづくり」を促進することを目的として交付する。 【補助対象事業】 地域の課題解決や魅力づくり向上等のため、自ら発意・企画し、自主的に取組むまちづくり事業。					
補助金の終期	28	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する 理由						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 <input type="radio"/> ○補助対象経費 (1)報償費 (2)旅費 (3)備品・印刷消耗品費 (4)役務費 (5)借損料及び使用料 (6)その他 <input type="radio"/> ○補助金額の算定方法・考え方 事業の実施に必要な経費の一部又は全部(補助対象となる経費、上限30万円)				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	3 件	4 件	件		
	900 千円	800 千円	800 千円	千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	①ホークスとうじん通りまちづくり活性化推進事業／新たな地域コミュニティの創出、担い手発掘等を目的とし、地域住民、商店街、企業が一体となり、クイズラリーイベントを実施した。 ②ひらひら日本ふくおか2015～私がまちの花になる～フォーラム／地域で継続しているフラワーアップ活動のプラスアップのため、「美しく元気なまちづくり」「花のおもてなし」にまつわる市民フォーラムを実施した。 ③グリーンパーク大作戦／公園内で、より多くの市民が花や緑で和み癒されることができるよう、緑のコーディネーターの協力のもと数回の講座等を実施した。					
補助金交付 による効果	まちづくりの主体となりうる多様な団体の発掘に繋がり、地域におけるまちづくり活動の活性化に効果があったものと思われる					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	地域振興補助金(南区祭り振興事業補助金)			担当課 (連絡先)	南区総務部企画振興課 (TEL:559-5064)	
交付先	団体	区レベルの 地域活動推進協議会等		区分	その他の補助金 □	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	6月から7月末(交付申請をする場合は、同期間に事前 協議が必要)			
(公募の場合) 応募要件	南区内で継続して開催され、複数校区からの参加及び区内広範囲からの集客が見込まれる祭り事業。					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	H25	年度	経過年数	4	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	南区で開催される祭りを振興することにより、その保存、発展に寄与するとともに、地域振興の核となる拠点の振興・創造に寄与することを目的とする。 南区内で継続して開催され、複数校区からの参加及び区内広範囲からの集客が見込まれる祭り事業。					
補助金の終期	H28	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する 理由						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・補助対象事業の実施に要する経費。ただし、人件費、活動内容自体の委託費、食糧費(事業実施のため必要最小限の昼食代、弁当代、茶菓代は可)、その他区長が不適当と認める経費を除く。 ・100,000円を限度。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度		前年度	前々年度	前々々年度	
	件		1 件	1 件	1 件	
	200 千円		100 千円	100 千円	100 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	南区内で継続して開催され、複数校区からの参加及び区内広範囲からの集客があつた祭り事業を実施。					
補助金交付 による効果	祭りを振興することにより、その保存、発展に寄与するとともに、地域振興の核となる拠点の振興・創造に寄与している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	板屋地区活性化事業補助金			担当課 (連絡先)	早良区総務部企画課 (TEL 833-4412)		
交付先	団体	せふりの杜木の葉祭実行委員会		区分	その他の補助金		
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件							
(非公募の場合) 非公募の理由	板屋地区の活性化を図ることを目的とし、同地区に係る自治組織や各種団体で構成された実行委員会が行う事業であり、当該事業を行う団体が限定されるため						
補助開始年度	平成18	年度	経過年数	11	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	板屋町内会を初め自治協議会等の自治組織やその他各種団体が参加・協力して企画・運営している板屋地区活性化事業(せふりの杜木の葉祭)に支援を行うことにより、この事業を通じて板屋地区と市民との交歓・交流を深めるとともに、自然豊かな地域の魅力を発信し、板屋地区の活性化を図るもの。						
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	0	回		
終期を延長する 理由							
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	■ 定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 総事業費の3分の1以内(50万円を限度) (※板屋地区活性化事業補助金交付要綱第4条)					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度	
	件	1	件	1	件	1	件
	500 千円	500 千円		500 千円		500 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<input type="checkbox"/> 対象 全市民 <input type="checkbox"/> 時期 平成27年9月20日(日) <input type="checkbox"/> 内容 ・開会式典 ・自治協議会、板屋学園、商工会等による歌や演奏、踊り等のイベントステージ ・丸太早切り大会やじゃんけん大会のイベント ・ペンダントや鉛筆づくりなどのクラフト教室 ・板屋地区などで生産された農作物等の物産販売 ・板屋の魅力や背振少年自然の家・水道局等の事業内容をパネル・チラシ等で紹介 <input type="checkbox"/> 企画運営 板屋町内会、脇山校区自治協議会、板屋学園、早良商工会、森林組合、オイスカ西日本研修センター、水道局、背振少年自然の家、脇山公民館、早良区役所等で組織する実行委員会において企画運営する。						
補助金交付 による効果	板屋地区は、市内でも極端に高齢化が進み、地域コミュニティの維持・活性化が課題となっているが、板屋町内会・自治協議会等の自治組織やその他各種団体が協力して企画・運営する板屋地区活性化事業(せふりの杜木の葉祭)へ支援を行うことにより、自然豊かな地域の魅力を情報発信することで板屋地区に多くの市民が集い、交流の輪が広がり様々な支援に繋がっている。 また、板屋地区には航空自衛隊背振山分屯基地や板屋学園があり、事業を契機として両者と板屋地区を初め自治組織との交流が深まり、ネットワークが広がることで様々な支援に繋がり、これにより災害発生時の緊急時における支援・救助活動への協力、また地区で実施される他のイベントや事業等への参加などにより、板屋地区を孤立させないための積極的な支援に発展し、地区住民の安全・安心にも寄与している。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	地域振興補助金 (人形芝居による地域活動参加啓発事業補助金)			担当課 (連絡先)	西区総務部地域支援課 (TEL 895-7036)	
交付先	団体	今津人形芝居実行委員会		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	今津人形芝居に関する活動を通じた地域コミュニティ支援を主たる目的としており、対象団体が限られる。					
補助開始年度	平成24	年度	経過年数	5	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	補助金の目的)地域の伝統芸能を活用し、市民が人権尊重や男女共同参画を推進する地域コミュニティ活動へ参加する意識を醸成する。 補助対象事業)今津人形芝居の振興・情報の発信、後継者育成、公演活動など					
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	—	回	
終期を延長する 理由						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 交付申請を受けた内容について、予算額を上限として補助対象経費と認めた額				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度		前年度	前々年度	前々々年度	
	件		1 件	1 件	1 件	
	380 千円		380 千円	400 千円	400 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	・人形芝居の指導・育成 ・人形芝居定期公演の実施					
補助金交付 による効果	・人形芝居鑑賞という誰もが気軽に参加できる活動を通じてコミュニティ活動参加や人権尊重啓発の機運の醸成 ・地域の伝統芸能の保全・育成					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	地域振興補助金 (今津大原海岸松原再生支援事業補助金)			担当課 (連絡先)	西区総務部地域支援課 (TEL 895-7036)		
交付先	団体	今津松原を守る会		区分	その他の補助金		
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件							
(非公募の場合) 非公募の理由	地域課題を地域で解決しようとして始まった事業について、支援の必要性を判断したものであり競争性になじまない。						
補助開始年度	平成24	年度	経過年数	5	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	補助金の目的)地域住民団体の活動を支援することにより、海岸一帯の美観の形成及び維持、防風林としての機能保持等並びに活動を通じた地域コミュニティの良好な関係構築に寄与すること。 補助対象事業)除草、松枯れ等の除伐、松の補植・施肥などの作業、関連する学習会の開催等						
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	—	回		
終期を延長する 理由							
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	■ 定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 交付申請を受けた内容について、予算額を上限として補助対象経費と認めた額					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度		前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1	件	1	件	1	件
	190 千円	190 千円	200 千円	200 千円			
前年度補助事業 の主な実施概要	・除草、松枯れ等の除伐、松の補植・施肥などの作業						
補助金交付 による効果	・海岸一帯の美観の形成及び維持 ・防風林としての機能保持 ・活動を通じた地域コミュニティの良好な関係構築						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。